

学校法人延岡学園 延岡学園高等学校 いじめ防止基本方針

(第1回改訂：平成29年12月 施行日：平成30年4月1日)

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットを介した新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められております。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「延岡学園高等学校いじめ防止基本方針」として定めるものであります。

第1章 いじめ防止等の対策に関する基本的な事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取り組みに努めます。
- いじめを受けている生徒をしっかり守ります。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることをふまえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

第2章 いじめ防止等の対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

「いじめ不登校対策委員会」を設置します。

【構成員】

校長、教頭、生徒指導部長、教務部長、当該学年主任

※ 状況に応じ、関係教諭、養護教諭、特別支援コーディネーター等を加える。

【活動】

- 月1回の定例会を開催
- いじめ事案発生時は緊急に開催

【内 容】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 調査結果，報告との情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定
- 校内研修会の企画・立案

2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

ア 生徒が主体となった活動

望ましい人間関係づくりのために，生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。また，生徒同士で悩みを聞き合い，相談し合う活動を推進します。

- ホームルームでの話し合い活動の実施
- ボランティア活動の推進
- 特別活動等における生徒同士の相談活動の推進
- 生徒会による学園祭や体育祭など学校行事の企画提示

イ 教職員が主体となった活動

生徒の規範意識を高める授業づくりを目指すとともに，道徳教育や情報モラル教育を実施し，いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。また，日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めます。

- 一人ひとりの実態に応じた分かりやすい授業の展開
- 教員相互の授業研究会の実施
- ホームルーム等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の実施
- 面談週間の設定

(2) いじめの早期発見

ア 学期ごとに面談週間を設け，生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

イ いじめの事実がないかどうかについて，全ての生徒を対象にアンケート調査を実施します。

ウ 各学級担任等のもっているいじめにつながる情報，配慮を要する生徒に関する情報等を収集し，教職員間での共有を図ります。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は，「これくらい」という感覚をなくし，その時，その場で，いじめの行為をすぐに止めさせます。
- いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- いじめの事実について学年主任又はいじめ不登校対策委員会の委員へ速やかに通報します。

イ 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で重大事態であると判断された場合は、校長が県総合政策部みやぎき文化振興課へ直ちに報告します。
- 生徒の聞き取りにあたっては、いじめ不登校対策委員会の委員のほか、生徒が話しやすいよう担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行います。
 - ※ この場合に、得られたアンケートについては、いじめられた生徒又は保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象とする在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

ウ 解決に向けた指導および支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者およびその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導および支援の方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導および支援の方針を決定します。
- いじめ不登校対策委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。

エ 継続指導・経過観察

- 全職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合、教職員が一人で抱え込まず、学年および学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境をつくるなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(3) 家庭との連携について

学級通信を活用したいじめの防止活動の報告や後援会総会での学校の方針説明など、家庭と連携・協働する体制を構築していきます。

(4) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

① 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合

- ・犯罪等の違法行為がある場合
- ② 福祉関係との連携
 - ・スクールソーシャルワーカーの活用（県教育委員会への依頼）
 - ・家庭での生徒の生活，環境の状況把握
- ③ 医療機関との連携
 - ・精神保健に関する相談
 - ・精神症状についての治療，指導・助言

4 重大事態への対応

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には「重大事態」と判断します。
- 生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・生徒が自殺を企画した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・高額の商品等に重大な被害を被った場合 など
 - 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・いじめが原因で年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は，状況により判断する
- (2) 重大事態が発生した場合には，いじめ不登校対策委員会に必要に応じて適切な専門家を加えた「重大事態の調査組織」を設置するとともに，速やかに県知事へ報告することとします。

【構成員】

いじめ不登校対策委員，関係教諭および専門的知識・経験を有する第三者等

※ 専門的知識・経験を有する第三者等は事案内容により校長が任命します。

【活動内容】

① 当該事案に対する調査

いじめ行為の事実関係を，可能な限り網羅的に明確にします。この際，客観的な事実関係を速やかに調査するとともに，いじめの被害を受けた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とした調査実施となるよう配慮します。

② いじめを受けた生徒およびその保護者に対するの情報提供

調査によって明らかになった事実関係について，いじめを受けた生徒およびその保護者に，情報を適切に提供します。情報の提供に当たっては，他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど，関係者の個人情報に十分配慮します。

③ いじめの加害者に対する再発防止の指導・支援

いじめの加害者に対しては毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに，いじめを繰り返さないよう指導・支援します。

④ 調査結果の報告

調査結果は県総合政策部みやぎき文化振興課を通して県知事へ報告します。その際，いじめを受けた生徒又は保護者が希望する場合には，いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け，調査結果に添えるものとします。

第3章 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- (2) 学校の基本方針については、後援会総会において保護者へ周知するとともに **Classi** にもアップロードします。また、地域との連携を図るためホームページ上でも公表します。

2 いじめ相談窓口

〒882-0001 延岡市大峽町7820

Tel (0982) 33-3227 Fax (0982) 35-1025

E-mail info@nobeokagakuen-ed.jp

代表：教頭

※ 生徒指導部長，教務部長，学年主任，学級担任，特別支援教育コーディネーター，養護教諭等も対応します。

資料1 学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

1 学級担任・教科担任等

- ・ 日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・ 生徒たちに対してはやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定しているということを理解させる。
- ・ 生徒たちにいじめの傍観者から、いじめの仲裁者への転換を促す。
- ・ 生徒一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業を行う。
- ・ 教職員の不適切な言動が児童生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりしないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・ 生徒の様子の変化や言動に常に注意を払い、気になる生徒に関しては細かい内容であっても学年主任や他の教職員へ報告、相談する。
- ・ 日頃から生徒との信頼関係の構築に努め、生徒から相談には真摯に対応する。
- ・ 生徒からいじめに関する通報や相談を受けた場合やいじめを発見した場合は、速やかに学年主任又はいじめ不登校対策委員会の委員へ連絡するとともに詳細な情報収集を行う。
- ・ いじめに関する情報収集の際には、生徒指導部や他の教職員と連携し、慎重かつ正確に行う。

2 生徒指導部

- ・ いじめの問題について校内研修や職員研修で積極的に取り上げ、職員間の共通理解を図る。
- ・ アンケート調査を実施し、いじめの早期発見に努める。
- ・ 校内外の巡回を行い、生徒たちの言動に異常がないかを確認する。
- ・ 朝の校門指導を実施し、生徒たちの様子に異常がないか確認する。

3 管理職

- ・ 全校集会等で日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・ 学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか定期的に点検する。
- ・ いじめに関する情報が教職員から寄せられた場合は、他の業務に優先して「いじめ不登校対策委員会」を招集し、学校の組織的な対応につなげる。

資料2 いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン

1 いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	<ul style="list-style-type: none"> ○遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ○教職員と視線が合わず、うつむいている。 ○体調不良を訴える。 ○提出物を忘れて、期限に遅れたりする。 ○担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○保健室・トイレに行くようになる。 ○教材等の忘れ物が目立つ。 ○机周りが散乱している。 ○決められた座席と異なる席に着いている。 ○教科書・ノートに汚れがある。 ○教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	<ul style="list-style-type: none"> ○弁当にいたずらをされる。 ○昼食を教室の自分の席で食べない。 ○用のない場所にいることが多い。 ○ふざけ合っているが表情がさえない。 ○衣服の汚れ等がある。 ○一人で掃除している。
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ○慌てて下校する。又は、用もないのに学校に残っている。 ○持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 ○一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
<ul style="list-style-type: none"> ○教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ○ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ○教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 ○自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。

3 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
○嫌なあだ名が聞こえる。

- 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- 何か起こると特定の生徒の名前が出る。
- 筆記用具等の貸し借りが多い。
- 壁等にいたずら、落書きがある。
- 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

4 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
<ul style="list-style-type: none"> ○学校や友人のことを話さなくなる。 ○友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 ○朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 ○電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 ○受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 ○不審な電話やメールがある。 ○遊ぶ友達が急に変わる。 ○部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
<ul style="list-style-type: none"> ○理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 ○理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 ○登校時間になると体調不良を訴える。 ○食欲不振・不眠を訴える。
<ul style="list-style-type: none"> ○学習時間が減る。 ○成績が下がる。
<ul style="list-style-type: none"> ○持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 ○自転車がよくパンクする。 ○家庭の品物、金銭がなくなる。 ○大きな額の金銭を欲しがる。

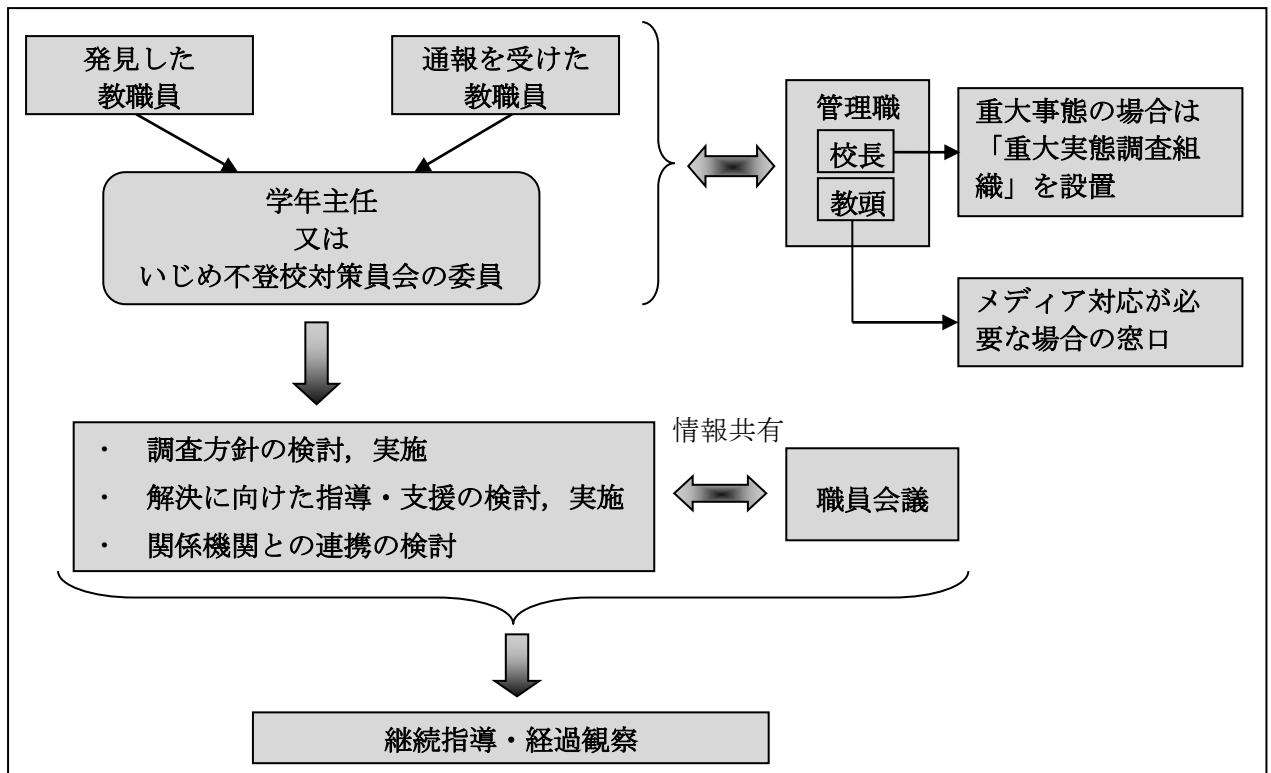
資料3 いじめ防止年間指導計画

	項 目	時 期	
いじめ防止のための措置	生徒が主体となった活動	○対面式（異学年交流）	4月
		○新入生歓迎会（異学年交流・学級内交流）	4月
		○ボランティア活動の推進	通年
		○キャリアデザインでの話し合い・体験活動 （学級内交流・学年内交流）	通年
		○代表委員会（学級内交流・異学年交流）	4月，5月，9月， 11月，1月，2月
		○クラスマッチ（学級内交流・異学年交流）	6月，3月
		○体育祭（異学年交流・学年内交流）	9月
		○延風祭（異学年交流・学級内交流）	9月
		○修学旅行（2年生）（学級内交流・学年内交流）	11月
	教職員が主体となった活動	○一人ひとりの実態に応じたわかる授業の展開	通年
		○授業のユニバーサルデザイン化の推進	通年
		○教科やホームルーム，学校行事等を通じた道徳教育や情報モラル教育の推進	通年
		○朝の校門指導の実施	通年
		○面談週間の実施	4月（1年生のみ） 6月，10月，2月
		○後援会総会での学校の方針説明	5月
		○学校公開（オープンキャンパス）の実施	7月
		○校外巡回の実施	7月
		○校内研修 ・いじめ防止基本方針の確認と目標の共有 ・アンケートの解析と学期の反省および改善事項等の協議 ・特別支援教育研修 ・互観授業（教員相互の授業研究会） ・今年度の反省と改善事項等の協議	4月 7月，12月，3月 8月 12月 3月
	いじめの早期発見の措置	○生徒の発するサインの理解と共有 ※ 資料1，2参照	通年
○面談週間の設定		4月（1年生のみ） 6月，10月，2月	
○教職員間での情報の共有（Classiの活用）		通年	
○進級時の情報の引き継ぎ（Classiの活用）		年度末，年度初め	
○いじめに関するアンケートの実施		6月，11月，2月 および随時	
○過去のいじめ事例の蓄積（Classiの活用）		通年	
○学年会・教科会		4月，6月，8月，	

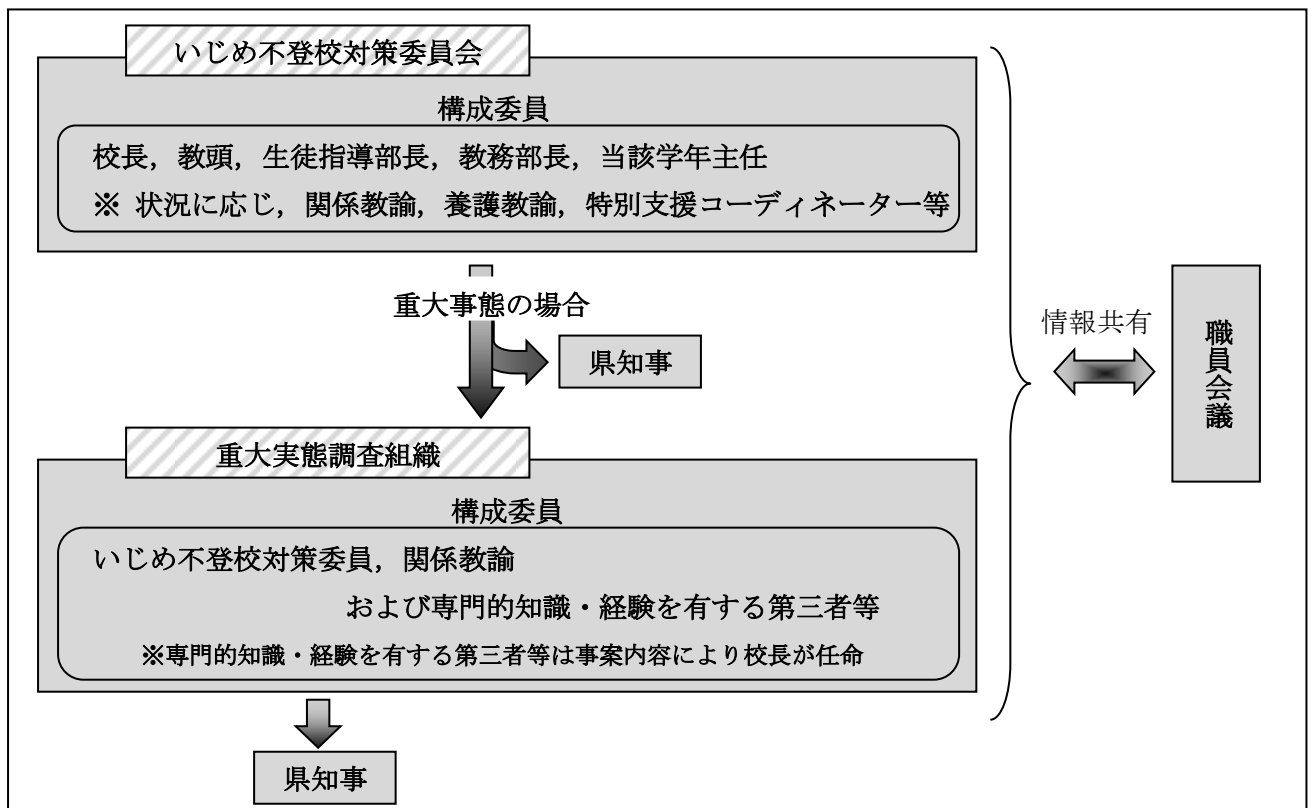
		1 1月, 1月, 3月 および随時
	○いじめ不登校対策委員会	月 1 回および随時

資料4 いじめに対する措置（組織的対応のフローチャート）

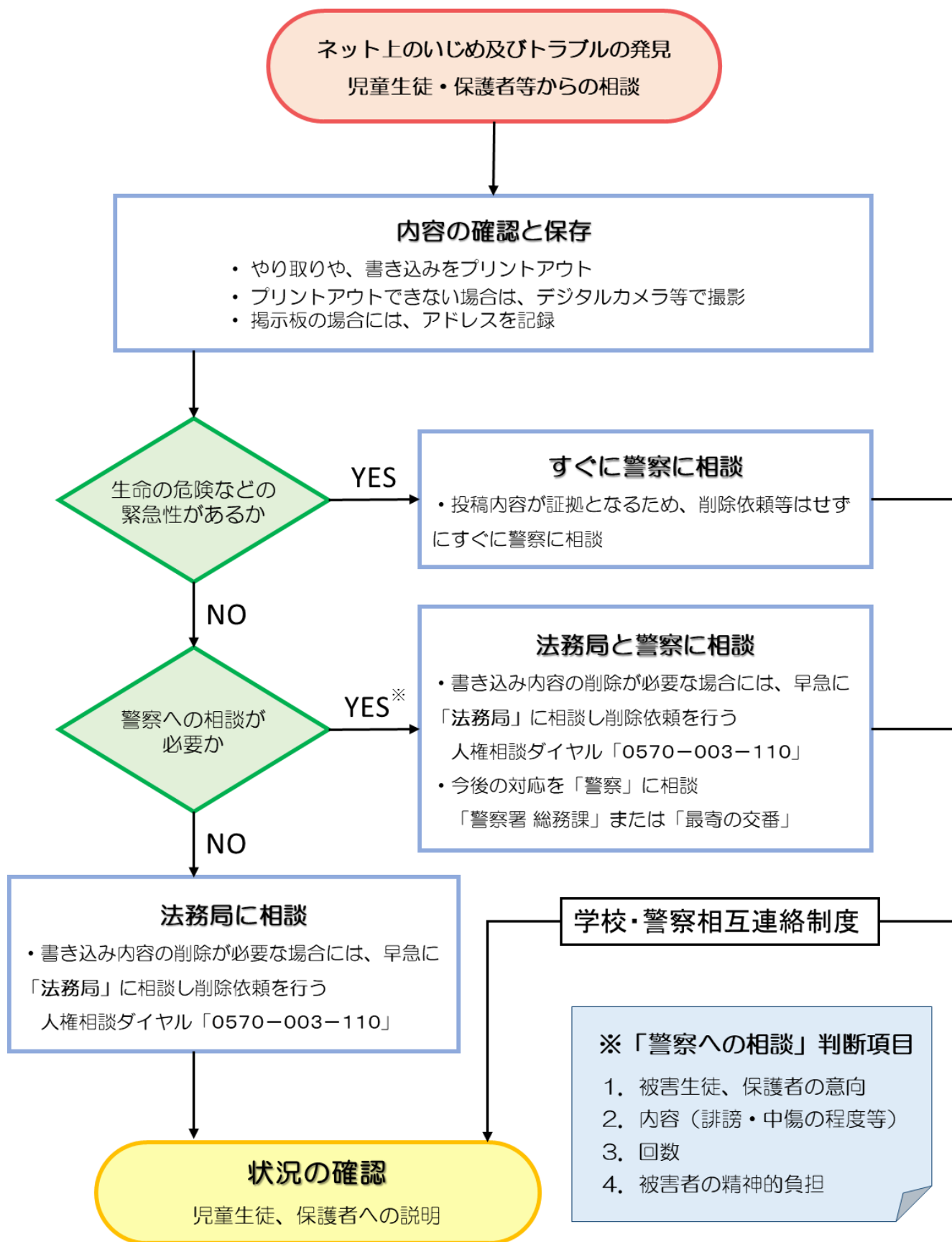
1 いじめの発見・通報を受けたときの対応



2 組織の構成



資料5 「ネット上のいじめおよびトラブル」対応フローチャート



※ このフローチャートは、延岡警察署生活安全課の協力を得て作成したものです。